

高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1. 新規	2. 変更	3. 取下げ	(保険者等記入欄)	支給申請書整理番号	
申請形態	1. 計算期間末日以降申請（期間中死亡・生保適用・海外移住者なし）		2. 計算期間末日以降申請（期間中死亡者あり）		3. 計算期間末日以降申請（期間中生保適用・海外移住あり）		4. 死亡・海外移住等計算期間中申請	

↓これまでに申請を行った方については、個人番号の記入は不要です。

氏名	生年月日	個人番号（マイナンバー）																		
		計算期間の始期及び終期	年	月	～	年	月													

後期高齢者医療資格情報

保険者番号	被保険者番号	広域連合名称	加入期間
39010004		北海道後期高齢者医療広域連合	年 月 日 ～ 年 月 日

支払方法	振込口座記入欄	銀行	金融機関コード	本店	店舗コード	口座種別	口座番号	備考欄
		信用金庫		本店		1 普通		
		信用組合		支店		2 当座		
		協同組合				()		
	口座名義人(カタカナ)							

保険者加入歴	保険者名		加入期間			添付の自己負担額証明書整理番号
	1		年 月 日から	年 月 日まで		
	2		年 月 日から	年 月 日まで		

(宛先) 北海道後期高齢者医療広域連合長 年 月 日

① 上記対象者について、高額療養費（外来年間合算）の支給を申請します。 郵便番号
 また、この申請に関して、北海道後期高齢者医療広域連合が必要に応じ、医療機関等に対して、 住所
 照会すること及び重度心身障がい者医療助成の対象となる場合の高額療養費（外来年間合算）に 申請代表者
 ついては、助成を実施した市町村が受領することに同意します。 氏名

② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。 電話番号

※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。
 高額療養費（外来年間合算）の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。

※本申請書をもって、保険者加入歴に記載のある他の保険者に対しても支給を申請します。 はい/いいえ

市区町村記入欄 (該当に✓)	<input type="checkbox"/> (被保険者が死亡している場合) 申立書の受付・口座情報の確認 (申立書受付日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 添付書類 (<input type="checkbox"/> 委任状 ・ <input type="checkbox"/> 自己負担額証明書) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書等確認済
----------------	---

備考

1. この用紙は、日本産業規格A列4番とすること。

ご記入上の注意事項等

1. 高額療養費（外来年間合算）の支給申請について

- (1) 1年間の外来療養に係る額を合計した結果、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額が高額療養費（外来年間合算）として支給されます。
- (2) 各資格情報欄については、申請対象年度末日（記載年の7月末日）に加入する医療保険の資格情報を記載して下さい。
- (3) 計算期間の始期及び終期の間加入する医療保険に変更があった場合、保険者加入暦欄に以前に加入していた医療保険の保険者名称（広域連合名称）と加入期間を記載してください。
また、同保険者（広域連合）加入時の自己負担額証明書を添付する場合には、同証明書整理番号を記載して下さい。添付する同証明書がない場合には、「添付なし」と記載して下さい。
なお、申請対象年度末日に加入している医療保険については、当該保険者加入歴欄への記載は不要です。
- (4) 備考欄には、以下の内容を記載して下さい。
 - ①計算期間末日に被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済等）の被保険者は、健保組合等被用者保険の名称、所在地及び同保険者における計算期間内の受診歴を記載して下さい。
 - ②死亡・海外移住・生保適用等により計算期間の途中に被保険者資格を喪失した者（ただし、介護保険適用除外施設入所・他保険者への転出による資格喪失者を除く）
- (5) 国民健康保険における高額療養費（外来年間合算）は、世帯主・世帯員の支給合計額が世帯主（擬制世帯主）の口座に振り込まれることとなりますので、ご留意下さい。

2. 自己負担額証明書交付申請について

- (1) 自己負担額証明書の交付を申請する場合、必ず同じ市町村の保険者番号を記載して下さい（2以上の市町村の保険者番号を記載しないで下さい）。
- (2) 各医療保険資格情報ごとに、複数保険者分の自己負担額証明書が必要である場合、それぞれの保険者へ申請する必要があります。